

堺市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該通勤届が第7号に規定する場合に係るものであるときは、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第2条第4号中「支給要件」を「条例第17条第1項各号に規定する職員たる要件（以下「支給要件」という。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 第10条の4第1項に規定する駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は当該駐車場等を変更し、若しくはその料金に変更があった場合

第3条第2項中「条例第17条第1項各号に規定する職員たる要件」を「支給要件」に改める。

第4条中「もの又は」を「職員又は」に、「もののうち所属長が認める職員」を「職員のうち、所属長が認めるもの」に改める。

第5条中「条例第17条第1項各号に規定する要件（以下「支給要件」という。）」を「支給要件」に、「同条第3項」を「条例第17条第3項」に改める。

第10条第1項第2号中「第2条第1項第2号又は第3号」を「第2条第2号、第3号、第6号又は第7号」に改め、同項第3号中「第2条第1項第4号」を「第2条第4号又は第5号」に改める。

第10条の3（見出しを含む。）中「備考」を「備考1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第7の備考2の規則で定める施設等及び額）

第10条の4 条例別表第7の備考2の原動機付自転車等の駐車のための施設等で規則で定めるもの（以下「駐車場等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設等とする。ただし、当該原動機付自転車等の駐車のための施設等の状況、職員の事情等により、これに係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認める場合は、市長が適当と認める施設等とする。

(1) 勤務地の周辺又は第3条第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設

(2) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は条例第16条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設（これに準ずるものとして市長が定める施設を含む。）でない施設

2 条例別表第7の備考2の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）と

する。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のいずれかに規定する額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに規定する額を合計した額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日においてこの規則による改正後の堺市職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の4第1項に規定する駐車場等を利用していた職員であって、施行日において堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第17条第1項第2号又は第3号に規定する職員たる要件を具備しているものが引き続き当該駐車場等の利用を継続する場合は、施行日において当該駐車場等の利用を開始したものとみなして、改正後の規則の規定を適用する。